

沖縄県社保協ニュース



沖縄県社会保障推進協議会

会長 新垣安男 事務局長 高崎大史
那覇市古波蔵 4-10-53 健康企画ビル 3階
沖縄民医連内 098-833-3397 Mail:okisyaho@gmail.com

20200403

20期 No.26

《部内資料》

「新型肺炎感染」国保・後期高齢者医療に傷病手当金！！

3月10日国の新型コロナウイルス感染症対策本部は「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されました。これにもとづき、厚生労働省から、都道府県と広域連合に対し、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」という事務連絡が出されました。

神奈川県では4月中に全市町村で支給へ 北海道でも準備が進んでいます

この事務連絡の対応について、神奈川県では、厚木市と秦野市で、3月議会に条例改正案が提出され、可決されました。厚木市の条例改正は、全国ではじめということで問い合わせが殺到しているそうです。厚労省からの条例改正案のひな型は、3月25日に示されたようで、それ以前に神奈川県が条例改正案を市町村に提供していたことが、早期の条例改正につながりました。横浜市・川崎市も3月中に条例改正をするそうですが、3月議会は終わったため、専決事項としての処理となります。他の市町村も同様の対応となります。神奈川県の後期高齢者医療広域連合議会は3月27日に開催されましたが、条例改正案の提出は間に合わず、専決事項として処理する方向と伺っています。

北海道でも留萌市では現在感染者がでていないことから、できれば6月議会にと考えているが、感染者がでて必要な事態が起こったときには、専決事項として処理してすぐに適用できるようにしたいとのこと。

岩見沢市では、国保の傷病手当金を専決事項で、1月まで遡って実施するとのこと。

市町村国保と後期高齢者医療での傷病手当金の支給について、健保組合、協会けんぽ、国保組合などには、傷病手当金制度があるものの、市町村国保と後期高齢者医療にはありませんでした。法律的には、国民健康保険法第58条第2項「保険者は・・・条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる」、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項「後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる」と明記されていますが、市町村および広域連合での条例制定がすすんでいませんでした。

政府の条例改正のひな型では、対象者は「給与の支払を受けている者に限る」としており、フリーランスや自営業者は対象外となります。このように限定的ですが、はじめて国保と後期高齢者医療で傷病手当金制度ができることは画期的です。今後、傷病手当金制度の拡充を求める運動を広げていきましょう。

沖縄県内 41 市町村「傷病手当金導入について」緊急アンケート送付(裏面参照)

沖縄県社保協でも、裏面のとおり、導入に向けたアンケートを 41 市町村に送付しています。まずは、全市町村で条例改正をすすめてみましょう。さらに「自営業者等」への対象拡大を要請しましょう。恒常的な制度への発展をめざしましょう。

各市町村
国民健康保険担当課様

沖縄県社会保障推進協議会
会長 新垣安男

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料(税)および国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金の取り扱いに関する

自治体アンケート回答の要請

今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

3月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度、及び介護保険関係事務の取扱い」により、国民健康保険法第77条の規定に基づく保険料(税)の徴収猶予等の取り扱いが示されました。

また、内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部から発出された緊急対応策一第2弾一において、「症状がある方への対応」として「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」と明示されました。

今般、国の要請によって実施された臨時休校や、大規模イベントの自粛要請等により、収入が著しく減少し経済的に困難に陥る被保険者が多数おられます。上記の対応策に関して、市民の不安に応え、生活の安定に資するよう、情報提供をお願いします。

記

1. 今般、国の要請によって実施された臨時休校や、大規模イベントの自粛要請等により、収入が著しく減少した被保険者について新型コロナウイルス感染症を国民健康保険法第77条及び高齢者の医療の確保に関する法律第111条並びに介護保険法第142条に定める「特別な理由のある者」とみなし、保険料の徴収猶予を行うことを可能とするとされています。
 - ① 厚労省事務連絡(3月10日)で示された「保険料猶予」について対応準備はできていますでしょうか？
 - ② 住民への周知はどのように行われますでしょうか？
 - ③ 実際に猶予された件数は3月中にございますでしょうか？
 - ④ 減免拡大は検討されていますでしょうか？
2. 傷病手当の支給について
 - ① 国保傷病手当の条例改定の手順はどのようにされますか？
 - ② 6月議会になると対応が遅れますが、専決処分は検討されていますか？
 - ③ 被用者以外の被保険者全体に対象拡大するように準備されていますでしょうか？
 - ④ 自宅療養も対象となる旨の通知も徹底されますでしょうか？

以上につきまして、加盟団体構成員(約10万名)にも伝えたいと思いますので、4月7日までに、ファクス(098-833-3398)、メール(okisyaho@gmail.com)もしくは郵送にてご回答協力をお願いします。

以上